

社会福祉法人千翁福社会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千翁福社会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。（この規程に定めるもののほか、旅費（日当は除外する。）に関しては、別に定める法人旅費規程を準用する。）

(定義)

第2条 この規程でいう法人の役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 苦情解決委員会第三者委員及び入所検討委員会第三者委員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

(理事会等会議への出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したときは報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、第2条の役員等の会議が、同日同会場の開催となる場合は、重複して支払うことはしない。また、別に定める役員等報酬を受けているものについても支払うことはしない。

- 2 前条第3号に規定する第三者委員が招集により会議に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(業務遂行の報酬)

第4条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

- 2 前条に定める会議出席以外で、法人業務及び法人が実施する老人福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のために、理事長自らが業務に当たった場合、及び役員等が理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合、第3条に規定する会議に出席した場合、及び行政庁が行う指導監査に立会した場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(交通費等の額)

第6条 前3条にかかる交通費等の額については、別表により計算して支給する。

(出勤簿等)

第7条 役員等が第3条から第5条の規定により、法人本部のあるかわうちに来所したときは、所定の出勤簿に押印しなければならない。

- 2 第4条の規定により出張した者は、用務遂行後、理事長に復命書を提出しなければならない。ただし、内容が軽微である場合は、口頭によることができる。

(適用除外等)

第8条 事業の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。

- 2 法人の業務の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には、第3条から第5条に規定する報酬等の支給の時期を延期し、または支給しないことがある。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会による議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年7月15日から施行する。

平成28年3月1日一部改正。

(別表)

(単位： 円)

【役員等の報酬】						
報酬の額は、1日(1回)つき 10,500円とする。						
【交通費等】						
区分	車賃 (1km m 当り)	宿泊(食卓料を含む。) 1夜につき		鉄道	船賃	航空機
		甲地方	乙地方			
理事長	33	20,000	18,000	グリーン 車 実費	一等船 室 実費	ビジネス クラス 実費
理事	33	16,000	14,000			
監事						
評議員						
苦情解決 委員会 第三者委員	33	16,000	14,000	普通車 実費	二等船 室 実費	エコノミ ー クラス 実費
入所検討 会 第三者委員						

(備考) 宿泊の項中「甲地方」とは、県庁所在地である都市及びそれに準ずる地方都市地域をいい、「乙地方」とは、それ以外の地域をいう。

※出張に際し、主催者が指定するホテル等に宿泊する場合で、別表の額により対応し難いときは、その実費を支給する。

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額650,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円